



平成30年度町政報告会における 質問及び回答（概要）について

町では、町民の皆さまへ町政の現状についてお知らせさせていただくとともに、町政に対するニーズを的確に把握し各種施策に反映させるため、10月3日、4日、9日、11日の4日間、町内各地区で『町政報告会』を開催しました。

開催に当たり、町民の皆さまからは、町政全般や地域の課題について多くのご意見・ご質問をいただきました。

いただいたご質問及び回答について取りまとめをいたしましたので、お知らせします。引き続き、町政への御理解・御協力をよろしくお願いいたします。



場所	来場者数（人）
住吉会館	22
川尻会館	22
片岡会館	19
自彊館	39
合計	102

問い合わせ

吉田町役場 総務課 秘書広報部門 電話 0548-33-2131 FAX0548-32-6121
E-mail : soumu@town.yoshida.shizuoka.jp

1

・教育TCPプランについて

質問

- ① 7月31日の静岡新聞の教育長辞任の記事でギャップを生じないようにとの事でギャップが生じないように保護者、児童、教師、町民を交えて今後の教育、TCPについて行政との話し合いの場はいつ頃行われますか？
- ② 夏休みや冬休みが数年前にくらべ減って子供と一緒に過ごすあまり時間がとれません 来年の夏休みや冬休みはどうなりますか？
- ③ 学校給食がない日や長期休暇の夏休みや冬休みや春休みなどお弁当が必要な日には希望者に低料金又は無料で外の注によるお弁当を頼めるようになりますか。学校給食がない日にお弁当を作っていくのが大変です 給食がない日にお弁当を購入できるようにしてください
- ④ 今年4月21日の学校総会で教育課の栗林さんの話の中で子どもや保護者の視点を忘れず授業日数や長期休暇日数を検討するとのお話しされましたが、視点がボヤけたりブレたりしないように子どもや保護者とその後しっかりと話し合いが出来てますか？

回答

- ① 平成30年7月31日付の静岡新聞における記事は、浅井前教育長の後任人事のことを問われ「ギャップが生じないよう、しかるべき後任人事を進めていく」とお答えしたものです。
記者とのやり取りの中では「ギャップが生じないよう」という言葉は後任人事に「空白期間が生じないよう」という意図で発言をしたものである旨、訂正して言い直しているのですが、新聞紙面ではそのことは訂正していただけなかったようです。
なお、現在TCPトリビンスプランについては、まずは教職員との意識の共有を図る必要があるとの認識のもと、本年5月より、計13回の車座対話を実施してまいりました。その結果を踏まえ、今後、TCPトリビンスプランについて再度教育委員会で検討を重ねていくこととしております。
- ② 今年度の当町の夏休みを、例えば平成27年度と比べてみますと、小学校は5日間減っておりますが平日のみで考えると3日間、中学校は1日間減っております。また、冬休みに目を向けてみますと、逆に小学校は4日間増えており、中学校は同日数となっております。(ただし、春休みを4日～5日程度短くすることで、全体としての授業日数を捻出しております。)したがって、ご指摘は、特に小学校の夏休みが数年前に比べて短いということを指してのことであると考えます。
こうした当町の取組は、授業日数を増やし、その分1日当たりの授業時間数を減らすという考えのもと実施しているものです。教育委員会としては、このことにより、学習指導要領の改訂による英語に関する授業時間数の増加への対応とともに、放課後に授業の準備をする時間をこれまで以上に確保することにより授業の質を高めることができるものと考えております。
この取組は、昨年度、保護者や先生方から様々な意見をいただいたこともあり、考え方自体は引き継ぎつつも、その具体的な日数については、平成29年度をベースとして、今後学校とともに検討していくこととしております。
その上で、来年度の夏休みや冬休みの具体的な日数については、学校が教育活動全体の中で、授業時間数や学校行事などとの関係を踏まえ、全体の調整を図りつつ、各学校において検討している最中ですので、具体的にお答えすることができません。
- ③ 学校給食がない日に外注のお弁当を頼めないかとのことですが、その注文の責任や各回ごとの金銭のやり取りの際のトラブルなども考えられることから、学校

を通してお弁当の注文を実施するという事は現時点で考えておりません。

また、お弁当がない日とは、主には土曜日や日曜日の学校行事（運動会や授業参観）のことだと認識しております。その際には給食センターが休みであることからどうしても給食を提供することができず、お弁当の日となってしまいますが、児童生徒の登校日には可能な限り給食を提供したいというのが町の考えです。ご理解いただければ幸いです。

なお、ご質問の中に長期休業日にもお弁当を頼めるようにできないかというご要望もありますが、夏休みや冬休み、春休みなどの長期休業日は、学校が休みでするので給食の提供はありません。したがって、その代替となる手段の検討も行っておりません。

- ④ 教育委員会と学校とが共有できていないプランを、保護者に説明したりお示ししたりすることは、返って混乱を招くことにつながるとの考えから、本年5月より、まずは教員との意識の共有ということで、教員との直接対話の機会を「TCPトリビンスプラン車座対話」として実施しております。

当然、教員との車座対話の中で、子どもの視点からどうかということ、その中心にあります。TCPトリビンスプランは、新学習指導要領に対応し、増加した授業時間数をどう組み込んでいくか、質の高い授業のために授業準備の時間をどう捻出するかといった、子どものことを考えたときに、やりたいやりにくいということでは整理しきれない課題を解決するための手立てです。まずは、関係する方々の視点を忘れず、教育委員会の中で検討させていただきたいと考えております。

2

・学童保育について

- ①学童保育の完全無料化はいつから？

共働き世帯がより働きやすい環境に また、今までは学童保育に預ける必要がなかった共働き世帯が学校の5時間授業が増え学童保育に預ける必要がでて家庭の負担が増した為

- ②学童保育で20時まで預けられるようになるのはいつから？また、迎えが遅くなってしまう子供に食事と宿題のサポートはいつ頃から始まるのか？

町のTCPプランで説明されたように共働き世帯が増え子供の迎えにいく時間が今の学童保育の時間に間に合わないことや、ハード的な施設設備の拡充は進んでいるのと同時に内面的なソフトの拡充が共働き世帯必要なので

- ③女性の社会進出で共働き世帯の増加やひとり親世帯の増加しているとのことで去年学童保育への応募が1.8倍となり学童保育の選考から落ち預ける事が出来ず困った保護者の方々が多くいましたが今年の応募からは学童保育預ける基準の緩和と希望する全ての保護者が子供を学童保育に来年度から預ける事が出来ますか？

質問

回答

- ① 町では、共働き世帯がより働きやすい環境となるよう、また、学校の5時間授業が増えることに伴う子どもの居場所づくりのため、放課後児童クラブの入所基準を緩和する準備を進めております。

また、利用料につきましては、平成28年度から、実際の兄弟の数により、第1子月額7,000円、第2子月額5,000円、第3子以降無料とし、子育て世代を応援する利用料金を設定させていただいております。

なお、学校の授業日の平準化につきましては、現在も調整中となっておりますので、授業日の平準化がどの程度放課後児童クラブ入所につながるのかは不明でございます。

ご質問にありました利用料の完全無料化につきましては、受益者負担の原則から、現在は実施する予定がございません。ご理解をよろしくお願いいたします。

② 放課後児童クラブの利用時間は、現在、学校がある日は午後1時から午後6時30分、学校休業日（長期休業日）は午前7時30分から午後6時30分、毎月第2土曜日に実施している土曜日放課後児童クラブは午前7時30分から午後5時30分までとなっております。

ご質問にありました開所時間の延長、食事の提供については、現在は実施する予定がございません。

なお、宿題のサポートにつきましては、現在も実施しております。

町が実施しております共働き世代へのサポートといたしましては、平成28年度にファミリー・サポート事業を立ち上げました。これは、子どもを見てほしい方（リクエスト会員）と子どもを見てくれる方（サポート会員）が会員登録し、子どもを見てほしい時間等のマッチングを行った上で子どもの預かり等を実施する制度でございます。

1時間当たり600円～700円の利用料で、クラブ閉所後の時間帯の預かり及び食事の提供（実費負担となります。）も可能となる制度でございますのでご案内させていただきます。

③ 昨年度、TCPトリビンスプランの取組の一つとして、放課後児童クラブの拡充を検討し、「放課後児童クラブ利用に関するアンケート」を実施させていただきました。そのアンケートにおいて、入所基準を緩和した場合の利用希望者数を調査させていただきましたところ、現在の定員の1.8倍となりました。このことから「去年学童保育への応募が1.8倍になった」というご質問になったかと思われま。

放課後児童クラブの入所に関しましては、就労時間等の入所基準を満たした方につきましては、全員入所することができております。

また、現在、入所基準を満たさない方につきましても、ご希望に添えるように入所基準を緩和して、来年度から受け入れできるよう準備を進めております。

3

質問

中学生からの質問です

今作ってる防潮堤の高さを超えるような津波は来ますか？

回答

静岡県が策定した静岡県第4次被害想定では、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、吉田町に最大9mの津波が押し寄せると想定されています。

このことから、現時点で想定される最大クラスの津波は、当町で9mになり、これを超える津波は想定されておりません。

なお、現在進めております防潮堤につきましては、想定される最大クラスの津波の高さに余裕高を加え、11.5mの防潮堤の整備になります。

4

質問

被災しない町作りということで防潮堤が整備されていますが防潮堤の高さを上回る津波や地震や津波で崩壊し津波が沿岸部を襲うリスクはありますか？また坂口谷川や湯日川など河川からの津波がくるリスクはありますか？被災しない為の各家の半壊や倒壊への対策はどんな事をしていてどの程度進んでいますか？

回答

当町では、「1000年に一度の大津波」を想定した津波対策として、南海トラフ巨大地震の発生により想定される最大クラス（レベル2の地震・津波）の津波を水際で防ぐ防潮堤の整備を進めているところです。防潮堤の整備につきましては、現在の知見による最大クラスの津波に対する沿岸部での防御であり、町民の皆様の生命と企業の生産活動を守るための対策になります。

次に、津波による河川のリスクについてですが、津波が河川を遡上することに起因する越波等による被害が想定されます。

現在、2級河川（坂口谷川、湯日川）の管理者であります静岡県におきまして、湯日川河口に設置されている湯日川水門の耐震補強を実施したほか、坂口谷川河口においては、津波を防ぐ水門の整備を実施しているところでございます。

次に、被災しないための住宅対策についてですが、県及び町では、予想される東海地震などから一人でも多くの生命を守るため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に専門家による無料耐震診断を実施するとともに、耐震補強工事を行う必要があると診断された住宅について工事を希望する世帯には、補助金を交付しております。この補助金につきましては、平成29年1月から金額を30万円上乘せしており、一般世帯で80万円、高齢者世帯で100万円の補助金を交付しております。

昨年度までの実績といたしましては、無料耐震診断が476件、耐震補強工事が132件となっております。

5 公園の遊具が壊れていたり、雑草が生い茂っていたりします
作って終わりですか？公園の維持管理はどうなってますか？
質問 また、公園の遊歩道がデコボコになっているところもあり健康促進を図る吉田町としては遊歩道の整備をしてウォーキングがしやすく夜でも歩きやすいようになりませんか？

回答 公園内の遊具の破損につきましては、遊具点検業務において危険度調査を年2回実施し、危険な状態にあるものについては使用禁止措置を取っていると同時に、職員によるパトロールや町民の皆様からいただいた情報も参考にしながら、迅速な対応に努めております。
遊具の修繕等については、町内全域の公園の利用状況や危険度により、修繕及び撤去を行っております。
草刈りについては、公園愛護会の皆様にご協力いただくとともに、町でも年2回の芝刈りを含む管理業務を専門業者に委託しております。そのほか、現場状況を確認しながら、職員による草刈りや除草剤散布を行っております。
また、公園内の遊歩道につきましては、路面が一部削れてしまっている箇所を確認しておりますので、目下、その対策を検討しているところでございます。
なお、箇所によっては周辺の樹木などの影響により路面変化（隆起など）が起こっている箇所があり、簡易な施工では修繕ができない箇所もありますので、計画的に修繕が行えるよう、検討してまいります。

6 町の人口統計を見ると後期高齢化と少子化により町独自の予想としたても毎年ごとに町の人口が減っている
質問 今後、建造物や下水道など埋設物の維持管理費により町民負担が増額するか？

回答 一般的には、人口減少下においては、下水道施設等の維持管理費により下水道事業の経営環境は厳しさを増すこととなりますが、現在、町では、人口が減少することのないよう各種施策を展開しており、下水道事業においても経営基盤を強化し、財政マネジメントの向上に努めております。
本年度、町では、下水道施設全体について中長期的な施設状態を予測し、維持管理や改築を行うことで計画的・効率的に管理する計画の策定を予定しております。この計画により、施設全体を良好な状態に維持するだけでなく維持管理費の低減を図り、リスク評価を考慮した対策を適切に実施することで、人口減少下におきましても町民の皆様への負担が増えることのないよう、安定した下水道事業の運営を目指してまいります。

7

質問

高齢者や通学 また、災害時に避難弱者を運搬できる吉田町の巡回バスはいつから運用になるのですか？

当町では、公共交通のあり方としまして、既存のバス路線を維持・活用しながら、交通弱者に対する支援を併せて実施していくこととしており、現在、新たに巡回バスを運行する計画はございません。

バス路線の維持に関しましては、平成29年度に、しずてつジャストライン株式会社へ補助金を交付し、役場前バス停留所（上・下）に上屋を設置していただいたほか、上りにはさらにバスロケーションシステムの表示器も併せて設置していただき、バス利用者の利便性向上に努めていただいております。

また、島田静波線と藤枝相良線の2路線につきましては、現状、赤字路線でありますことから、関係市町が協力して損失分を補助し、路線の維持を図っております。

回答

さらには、今年度、当町がノンステップ型バスを購入してしずてつジャストライン株式会社にリースし、その車両を藤枝相良線で運行することで、バス路線の維持と事業者の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

通学に関しましては、町外の学校に通学されている方々は、路線バス又は各校が運営するスクールバス等を利用し、概ね不便なく通学しているものと理解しております。

答

高齢者の方々の移動手段につきましては、当町では、「高齢者移動支援事業」としまして、自力で外出することが困難な高齢者の方を対象に、送迎支援ボランティアによる目的地までの送迎を行っております。この事業は、町社会福祉協議会に委託しており、主に病院や役場への送迎に利用されているほか、各種行事やさわやかクラブの活動への参加の際にも利用されており、高齢者の閉じこもり予防と社会参加の促進に寄与しています。

この他、住民主体のデイサービス利用者を送迎する団体に対する補助制度も創設し、この制度による送迎サービスが開始されているほか、「障害者移動支援事業」、「重度心身障害者移送費助成事業」、「福祉有償運送」、「介護タクシー」、「通院等介助」の制度により、高齢者の方や障害をお持ちの方の移動支援に取り組み、利用者の方からご好評をいただいております。

このように、町民の皆様に沿ったサービスを提供させていただいておりますが、今後、高齢化の波がさらに進行し、自力での移動が困難な高齢者の方の割合もさらに高くなると予想されますことから、平成31年度に、当町にとりまして最も望ましい交通システムを導き出すための調査を実施していく予定でございます。

8

質問

・中央小のヘルメット通学について

ほぼ毎年ヘルメットがモデルチェンジするのは何故？

また、帰宅時間がちょうど暑い時間帯でヘルメット着用して汗をダラダラかいて帰宅するので熱中症になるのではと心配です

ヘルメット着用を任意になりませんか？

回答

中央小学校で使用しておりますヘルメットのモデルチェンジにつきましては、販売元である榛原地区生活共同組合の取扱品の変更や入学児童数に対応できる数量が確保できるかどうかなどを考慮の上、学校として判断しているものです。

中央小学校では、過去（昭和56年度）に児童が車にはねられ、命を失うという大変不幸な事故が起きています。

この痛ましい事故を受けて、中央小学校では、交通事故によって命を落とす児童を一人も出してはならないという、教職員、保護者の強い願いのもと、事故の翌年

住吉区

川尻区

片岡区

北区

共通事項

から登下校中や放課後に自転車に乗る際には、必ずヘルメットを被るという指導をしております。

実際に昨年度も、児童の自転車の飛び出し事故が発生し、車に十数メートル跳ね飛ばされ、コンクリートの壁に激突するという事故がございましたが、幸いヘルメットを着用していたため、頭部は守られ、命にかかわるような大事故には至らなかったという事例もありました。

このようにヘルメットの着用については、これまでの経緯も踏まえつつ、さらに当時より交通量が増えている状況を鑑みると、安易に子どもや保護者の自己選択に任せ、被っても、被らなくてもよいという指導は学校の責任としてできないとの学校の判断のもと、現在でも実施しているものです。

なお、熱中症対策につきまして、学校では、登下校時において、首に巻いて使う冷却タオルが使用可能であることを保護者へ通知させていただいているほか、通学指導の中で、帰宅時に脱水症状等にならないよう、教職員が児童へ水分補給や水筒への水の補給等の指導を徹底しております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

9

質問

住吉からの榛南幹線の中央分離帯などに生えた雑草が人の背丈ほどに伸びて生い茂っています 管理をしっかりとって切ってください

回答

主要地方道焼津榛原線（榛南幹線）は静岡県が管理する道路となり、維持管理は島田土木事務所となります。町では、定期的なパトロール実施にあわせ、状況を確認するとともに、地元の皆様のご要望の内容を島田土木事務所に報告しております。

今回、質問をいただきました箇所につきましても報告済みであり、以下のとおり回答を受けておりますので、お伝えいたします。

【島田土木事務所からの回答】

日頃は、県行政に御協力いただきありがとうございます。

県道の除草については、限られた予算の中で、道路パトロールや県民の皆様からの要望を受け、緊急度を判断して行っております。

今回、御指摘いただいた主要地方道焼津榛原線（榛南幹線）の中央分離帯につきましては、平成30年9月19日（水）に現地確認をいたしました。11月中旬に除草作業を行う予定ですので、御理解願います。

今後とも県道の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

10

質問

地震や津波で吉田町が被災しその後、浜岡原発が事故を起こした際避難指示での具体的な避難方法は怎么样了か

回答

質問

地震災害をきっかけに浜岡原発事故に発展する、いわゆる複合災害に関しましては、現在町は静岡県と協力して、町の「原子力災害広域避難計画」策定に取り組んでおります。

そのため現段階では一般的な答えとなってしまいますが、原発事故が起きた場合、町内を3区画（住吉・片岡、川尻、北区）に分け、それぞれの空間放射線量が国の定めた基準に達した場合に、その数値に応じた避難指示により、皆様は避難行動をとることになります。基本的には自家用車での避難を基本としており、車を保有しない方などは、県や町が手配するバスでの避難となります。

県が仲介役となって、避難先市町と調整しておりますが、避難経路や安定ヨウ素剤の配布方法等、現在調整中の部分がありますので、皆様にご案内できる段階になりましたら改めてご説明させていただきます。

11 質問	<p>①ただ集まるだけの今の防災訓練で意味があるのか。より臨場感のある実践向きの訓練が必要ではないか？ 牧之原市は夜間避難訓練なども実施しているが吉田町はしないのか？</p> <p>②大津波襲来や大豪雨で防潮堤を超える津波や河川が氾濫したという想定での訓練をしたらどうか？</p>
回答	<p>① 訓練につきましては、町はもちろん、自主防災会も主体となって実施することで一層成果が上がりますので、今後につきましてもご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、夜間訓練のご提案をいただきましたが、訓練時間を変更し、多様な訓練を行うことも有効な方法であると考えており、夜間訓練だけではなく、より効果的な訓練を検討しながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>② 大津波が襲来し防潮堤を越える津波の襲来を想定した訓練は、毎年3月に「津波避難訓練」を中心に実施しております。</p> <p>豪雨災害による河川の氾濫といった想定での訓練は、毎年11月に消防団が「水防訓練」を単独で実施していますが、町内会の皆様と連携した訓練は実施しておりません。昨今の豪雨災害を鑑みて、今後共同での実施の検討や、総合・地域防災訓練で、そういったところに着目した訓練を行うことも検討してまいります。</p>
12 質問	<p>外国人労働者が増え、その児童も学校に通っているが文字や言葉などの問題が出てくるので児童へのより一層のサポートをして欲しい</p>
回答	<p>外国人の児童・生徒が不自由なく学校生活を送ることができる体制を整えることは、喫緊の課題のひとつと捉えております。</p> <p>これまで町では、県の協力のもと、日本語指導にかかる教員を増員し、指導に当たったり、児童・生徒の母国語を話せる相談員を各学校の依頼に応じて派遣し、授業の通訳や相談業務を行ったりするなどの外国人児童・生徒への支援を行ってきました。</p> <p>しかしながら、近年、外国人児童・生徒の更なる増加により、支援の必要性はこれまで以上に高まっていると感じております。</p> <p>そのため、町といたしましても、外国人児童・生徒に対する言語のサポートについて、先生方と十分協議しながら、効果的な対応について更なる検討を進めてまいります。</p>
13 質問	<p>・下水道について 今後予想される人口減による利用料収入の減少で、自治体の運営は苦しくなっていないませんか？ 維持費の問題から将来的に民営化した際に料金が高くなることはありませんか？</p>
回答	<p>一般的には、人口減少下においては、下水道施設等の維持管理費により下水道事業の経営環境は厳しさを増すこととなりますが、現在、町では、人口が減少することのないよう各種施策を展開しており、下水道事業においても経営基盤を強化し、財政マネジメントの向上に努めております。</p> <p>本年度、町では、下水道施設全体について中長期的な施設状態を予測し、維持管理や改築を行うことで計画的・効率的に管理する計画の策定を予定しております。この計画により、施設全体を良好な状態に維持するだけでなく維持管理費の低減を図り、リスク評価を考慮した対策を適切に実施することで、人口減少下におきまし</p>

でも町民の皆様の負担が増えることのないよう、安定した下水道事業の運営を目指してまいります。

なお、民営化につきましては、現在のところ考えておりませんが、下水道処理事業の管理運営を民間企業に任せただけであっても、下水道使用料については、運営会社ではなく町が条例で定めることとなります。

14
質
問

役場職員への残業代が1億を超えてましたがその後業務改善がされて円滑な業務になりましたか？

回
答

平成29年度の時間外勤務手当につきましては、平成28年度に引き続き1億円を超えましたが、平成28年度と比較しますと、時間数、手当額ともに減少しております。

時間外勤務の要因としましては、事務の多様化・複雑化により業務量が増加していること、さらに、この2年は職員数が減少していることが挙げられます。

また、近年、異常気象による自然災害が全国各地で多数発生しており、当町においても、大雨や台風に伴う災害対応により、職員が夜間や休日に関係なく出勤することも多くなってきております。

このような状況ではありますが、時間外勤務が長時間にならないよう、また、特定の職員に業務が集中しないよう、管理職には適正な業務分担を行うよう指示しております。

また、業務改善につきましては、毎年、吉田町まちづくりステップアップ行政評価において、業務の見直しを行い、業務改善に努めております。

なお、本年度の4月から8月までの時間外勤務の状況につきましては、昨年度の同時期と比較しまして、こちらも時間数、手当額ともに減少している状況でございます。

今後とも、職員数を増やすようさらに努め、適正な職員数を確保し、時間外勤務の減少が図られるよう努めてまいります。

15
質
問

町の広報力の向上に吉田町アプリが出来ましたが成果はどのくらいありますか？
また、更なる向上にインターネットやSNSを用いて配信力を高めることはありますか？

回
答

情報発信アプリ「よしポケNEWS」につきましては、町のイベント情報をはじめとして、子育てや防犯に関することなど様々な分野の情報を発信しており、平成30年10月1日現在でダウンロード数は1,500件を超え、多くの方々にご利用いただいております。利用者の皆様からは、町の情報が自動的にスマートフォンやタブレットに届く速報性や利便性について好評をいただいております。特に、休日当番医の情報につきましては大変好評で、このような声が届き、町といたしましても大変嬉しく思っております。

今後も引き続き、よしポケNEWSをはじめ、ホームページ、広報よしだ、FM島田といった広報媒体を活用し、積極的な情報発信を行ってまいります。

また、SNSを用いた情報発信につきましては、その特徴として拡散性を有し、人々の共感を呼べば短時間で広範囲に情報が伝達する反面、事実と異なる情報でも拡散されてしまう恐れやプライバシー侵害、風評被害等の危険性を孕んでいることから、活用につきましては慎重に検討してまいります。

住
吉
区

川
尻
区

片
岡
区

北
区

共
通
事
項

16 質問	<p>(議会関係事項)</p> <p>2018年議会議事録が8月26日(現時点)になっても町のホームページにアップされておらず議会での答弁が確認できません</p> <p>周りの市町はホームページにあるのにこの異例なほど遅延している経緯は?</p> <p>また、議会の様子を動画撮影してネット配信すれば公正、公平、(ニュースにもなった改竄などの抑止)危機管理の面として万が一の災害で長期化する避難生活などに町から動画ネット配信出来ることで行方不明者や避難生活情報など様々な事に活用が期待できます</p> <p>近隣の島田市、牧之原市、焼津市、藤枝市など市町はすでにネット配信が随分前から行われていますが吉田町だけ配信されていませんがやらない経緯と来年度にはネット配信されますか?</p>
16 回答	<p>(議会関係事項)</p> <p>議会の会議録の調製について、大変遅くなりまして申し訳ございませんでした。平成30年第1回吉田町議会定例会の会議録は、平成30年9月21日に吉田町ホームページに掲載いたしました。今後はこのようなことがないように努めてまいります。</p> <p>また、議会中継については、平成27年6月に議会ICT推進特別委員会を設置し、議会情報の発信及び町民の民意の聴取の手段並びに議会運営の効率化を図るため、議会のICT化について調査研究を進めているところです。</p>
17 質問	<p>TCPトリビンスプラン車座対話の議事録はありますか。</p>
17 回答	<p>先生方と本音で対話することを目的としておりましたので、録音せずに実施しました。したがって、担当者のメモに基づいた概要は作成しておりますが、議事録といった形では作成しておりません。</p>
18 質問	<p>TCPトリビンスプランについて、保護者との対話はいつ行われますか。</p>
18 回答	<p>関係する方々の思いや視点を忘れないことを大切にしておりますが、保護者との対話を実施するか否かなど、今後どう進めていくかについては、まずは教育委員会の中で検討させていただきたいと考えています。</p>
19 質問	<p>今後、住吉の方まで防潮堤を整備する方向性はありますか。</p>
19 回答	<p>川尻と同じく、防潮堤を整備していく方向で調整を進めております。</p>
20 質問	<p>子育て支援という意味から、町として榛原総合病院をどのように捉えているのでしょうか。共立の病院で、徳洲会が「管理者」ということでしょうか。</p>

回答	<p>榛原総合病院は、管理市である牧之原市と構成町である吉田町との組合で運営する病院です。しかし、直営で運営をすることがなかなか難しく、徳洲会を指定管理者とした指定管理委託方式の病院となっています。指定管理になって8年が経ちますが、委託契約期間は10年です。</p> <p>現在、その後の運営についてどうしていくか、存続に向けてどのような手法をとるのが最もいいのかを既に協議し始めており、次にどうつなげていくかを検討しているところです。</p>
21 質問	<p>震度7クラス、あるいはマグニチュード8、9クラスの地震が起こった場合、地震そのものの被害想定はどのようにされているのでしょうか。</p>
回答	<p>県が出している地震での被害想定では、およそ18,000人が避難所生活になるであろうと想定されています。また、自宅が無事であってもライフライン（電気、水道など）の復旧には1週間から6週間程度かかるであろうとの想定も出されています。</p>
22 質問	<p>実際に避難所生活をしなければならないような状況が発生したときに、町としてどのような対策を取るよう考えていますか。</p>
回答	<p>県の被害想定をもとに、避難される方々が滞りなく避難所生活が送れるよう、資機材や食糧を備蓄しています。また、被災した場合には、北区に整備した防災公園に応急仮設住宅を建て、被災後の生活を支援していきます。なお、公園の周りに誘致した商業施設とは、被災時に生活物資などを供給していただける内容の防災協定を結んでいます。</p>

1	<p>中央小学校のグラウンド拡張計画の進捗状況を説明してください。</p> <p>【町からの回答（H28）】</p> <p>中央小学校のグラウンド拡張事業は、平成19年度に予定地の用地買収が終了しています。本来、引き続きグラウンドの造成工事に取り掛かるべきところではございますが、グラウンド拡張には、道路と準用河川を付け替える必要があり、特に準用河川の変更は、流域の測量調査等多くの時間と事業費が必要となります。このことから、グラウンド拡張事業の実施にあたっては、毎年度行っている実施計画の中で、その都度状況を勘案した上で進めていきたいと考えております。</p> <p>【本年度の質問】</p> <p>準用河川の変更に関わる調査状況と静岡県担当部局との協議の進捗状況、本年度時点の目標スケジュールをお示しください。（学校教育課の対応の進捗）</p>
回答	<p>準用河川の変更に関わる事務につきましては、学校教育課の所管事務ではありませんのでお答えできませんが、中央小学校のグラウンド拡張事業につきましては、現在、第5次吉田町総合計画における実施計画（平成30年度）上、平成33年度以降の実施としております。</p>
2	<p>中央小学校のグラウンド拡張予定地について、当面の間、暫定駐車場として運用するのであれば、年間管理計画及び駐車場運用規定の掲出をお願いします。（例）運用時間帯、出入口の施錠、除草等環境整備の計画（予定）</p> <p>※2018年8月午前1時駐車場内への車両乗り入れあり。（3日間）</p> <p>※犬の散歩中に200ミリ程度の穴を発見（犬が足を落としたため）、中央小体育館建設の際、井戸を取り壊し？</p>
回答	<p>日頃、中央小学校グラウンド拡張用地の暫定駐車場利用につきましては、御理解、御協力いただきありがとうございます。運用ルールに掲出につきましては、いただきました御意見を踏まえるとともに、学校と協議しながら、看板設置等実施してまいります。</p>
3	<p>中央小学校通学路の道路上（交差点横断歩道付近、町道西の宮6号線と普通河川西の宮川）の除草作業についても誰が管理しているのか？</p> <p>【町からの回答（H29）】</p> <p>町道及び準用河川につきましては、町（建設課）の管理となります。</p> <p>【本年度の質問】</p> <p>2017年度町政報告会において管理部署は建設課との報告を受けたが、建設課からも具体的な日常管理に関する方針を説明してほしい。</p>
回答	<p>町道及び河川につきましては、町（建設課）の管理となります。</p> <p>建設課では、町道等の適正な管理を行うため、定期的に町内パトロールを実施し、通行上支障となる道路陥没や支障物の除去を行っております。実施方法の主なものとし、町職員による直営方式に加え、専門業者による業務委託方式、また、シルバー人材センター等のマンパワーによる方式、地元のボランティアの皆様との御協力等、様々な手法により取り組んでおります。また、町民の皆様から除草等の要望がありましたら、要望順で作業を実施しております。</p>
4	<p>2014年1月に町道西の宮6号線測量設計業務委託事業の説明会がありましたが、道路及び水路の付け替え計画の進捗状況と事業の完了目標年度を教えてください。</p> <p>【町からの回答（H28）】</p> <p>西の宮6号線の道路及び水路の付け替え計画の進捗状況は、道路設計業務については終了しておりますが、水路付け替えにつきましては未着手でございまして、現時</p>

	<p>点では、事業の完了目標年度につきましては未定でございます。 地域の皆さまには、説明会への参加や立会い等をしていただきましたが、中央小学校の拡張計画が未定であることから、道路の事業着手時期も未定でございます。</p> <p>【本年度の質問】 準用河川の変更に関わる調査状況と静岡県担当部局との協議の進捗状況、本年度時点の目標スケジュールをお示しください。（建設課の対応進捗）</p>
回答	<p>準用河川西の宮川の付け替えに関しまして、静岡県担当部局に必要な事務手続きにつきましては確認しており、事務の手続きは水路の付け替え工事と同時期に開始する流れとなります。中央小学校グラウンド拡張計画の進捗に合わせて、水路の付け替え工事時期を調整してまいります。</p>
5 質問	<p>・西の宮川南側の太陽光発電所築造に係る床版橋の土地占用許可について 平成28年度の建設課長の回答には、床版橋の河川占用許可をするにあたり、西の宮川の水路断面を侵さないことを前提に許可したとの記載がありますが、図面等でもう一度説明してください。</p> <p>【町からの回答（H29）】 「水路断面を侵さないことを前提にした許可」とは、「河川の内空断面に減が生じないことを前提にした許可」という意味合いでございます。</p> <p>【本年度の質問】 内空断面の参考図を確認しましたが、1) ●●●邸～2) 太陽光発電所前～3) 太陽光発電所北側分譲地前～4) ▲▲宅前～5) 中央小東側町有地前の水路断面積をそれぞれ比較できるよう説明してください。5) については河川占用許可が未許可ではなかったのでしょうか？暫定駐車場の出入口のため、車両の乗り入れも多く安全性のチェックは誰がしているのですか？上流部の鉄板も除去されず放置状態。</p>
回答	<p>水路の内空断面の考え方のうち、1) から5) の床版の厚さは各々であります が、それぞれ流下能力は確保できるものと判断しております。</p> <p>また、5) 中央小東側町有地前の床版橋は、占用物件ではございません。現在、設置の経緯を確認しておりますが、河川改修時（40～50年前）に、設置されたのではないかと推察しております。平成26年度には、中央小学校での一時利用のため、現学校教育課において、安全性のチェックを行っており、問題ないとの報告を受けております。</p> <p>上流部の鉄板については、当課で占用を許可している工作物ではなく所有者が不明な状態であります。</p> <p>現時点では、河川管理上問題ないと判断しておりますが、引き続き、河川パトロール等により現場を注視し、状況に変化があった場合には対応してまいります。</p>
6 質問	<p>西の宮川南側の太陽光発電所築造に係る床版橋の土地占用許可は明らかに間違い？担当部署としては間違いを認めない。監査システムが機能していないのではないのか？中央小学校東側町有地前の河川占用許可を確認したい。以前の質問の回答では、用地買収時原形回復（更地渡し）をしないまま町有地として引渡しを受けたとのこと。（不法行為）</p>
回答	<p>太陽光発電所築造に係る床版橋（前質問5)の3)）は、占用者に施工上の問題による段差解消の補修をしていただいた経緯がございます。</p> <p>また、中央小学校東側町有地前の河川占用許可については、前質問5) の回答にもある通り、占用物件ではございません。</p>

7	<p>・中央小学校の井戸について</p> <p>①中央小体育館建設の際、用地買収エリアに井戸が存在するも用地提供者に対し、物権移転補償を適正に行っていない形跡がある。体育館が供用開始されてから数年後に井戸の存在を発見した。(不法行為) ※当時の文書は廃棄したから確認できないとの回答では納得できない。適正な行政運営が行われているのか不安である。</p> <p>②井戸は防災用に活用できないのか？</p>
質問	
回答	<p>① 御指摘の井戸（井戸跡）につきましては、平成5年3月に揚水設備が撤去され、廃止されております。用地取得はそれ以降（平成13年2月）に行っていますので、当方といたしましては、適正な手続きを行ったものと考えております。</p> <p>② 揚水設備が撤去され、廃止されている井戸（井戸跡）ですので、現状では井戸として利用できません。 防災用の水利としましては、御意見いただいた井戸の周辺につきましては、十分確保されていることから、町といたしましては、新たな防災用水利を設置することは、今現在考えておりません。</p>
8	<p>・応急危険度判定の期間（被災の次の日から10日間程度）の判定員の身分保障について</p> <p>役場職員は同一の仕事をしていても有給である。労災等の公務災害に対する補償も充実している。反面、我々建築士資格を保有しているものは、あくまでも民間のボランティアである。もう少し、具体的に身分保障すべきではないか？判定士手帳に掲載されている保険制度のみでは、不足しているのではないのでしょうか？</p> <p>例）教育委員会の教育委員は、費用弁償があるようですが、地震被災後の不安定な場所で全てボランティアというのはいかがなものか？ 教育委員と違って建築士資格がないとこの業務は成立しない。町役場という特性から技術吏員はほとんど存在しないので、期間限定のみなし公務員としての取り扱いをする等、考えられる手段を整理しつつ、安心して判定活動ができる環境整備をしてほしい。</p> <p>【町からの回答（H29）】</p> <p>応急危険度判定士の皆様の身分と補償について御回答させていただきます。 被災建築物応急危険度判定士は ボランティアとして御協力いただける民間の建築士等の方々に、応急危険度判定に関する講習を受講していただくことにより、応急危険度判定を行う技術者として都道府県知事（本県では静岡県知事）が認定登録し、あくまで任意のボランティアとして御自身の意思により判定業務に御参加いただいております。</p> <p>そのような中で、応急危険度判定に係る全国団体である全国被災建築物応急危険度判定協議会では、応急危険度判定に従事する民間判定士の皆様に対し万が一の際の補償制度を定めております。</p> <p>この補償制度は、民間判定士の皆様が被災建築物応急危険度判定の訓練活動、実際の判定活動の業務に従事し、万が一けがなどの災害にあった時の補償をするためのものです。</p> <p>なお、補償に係る保険の契約手続き、保険料の負担等については、全国被災建築物応急危険度判定協議会とその会員である都道府県等（本町では静岡県）が行いますので、民間判定士の皆様には一切負担はかかりません。</p> <p>また、この補償制度だけでは不足しているとの御意見をいただきましたが、現状におきましては、応急危険度民間判定士の皆様のみがボランティアとして御従事いた</p>
質問	

だけの活動でありますので、この制度の趣旨を御理解いただきまして、大規模地震発生の場合は、判定活動に可能な範囲で御協力いただきますようお願いいたします。

当町といたしましても、応急危険度民間判定士の皆様方がより安心して判定業務に御従事いただけますよう、任命権者である静岡県に対しまして必要な要望はしてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【本年度の質問】

応急危険度民間判定士の任命権者である静岡県に対し、必要な要望をすることとありますが、町の裁量で独自にできることは全国に先駆けても取り組んでほしい。

例) 津波タワーや教育改革のこと全国に先駆け、発信している事案があるのですからいろいろな知恵を出して積極的に取り組んでください。

「応急危険度判定」は、大規模災害が発生した場合に被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次被害を防止することを目的として実施するものです。

また、その活動は、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から、ボランティアで御協力いただける意思を持ち、かつ、民間の建築士等で講習を受講していただき、県知事の登録を受けた「応急危険度判定士」の皆様の御協力のもと実施することとして、現在は全国共通の制度として位置づけられています。

回 「応急危険度判定士」の皆様は、当町が被災した場合、あるいは被災して応急危険度判定士の派遣要請をした都道府県があった場合に、応急危険度判定士の皆様から各々の意思のもと、あくまでボランティアとしての活動参加の可否を決定していただくものでございます。

答 行政といたしましてはできる限り多くの応急危険度判定士の皆様に安心して判定業務に御従事いただきたいと考えており、そのために補償制度があるわけですが、判定業務そのものは、当町が被災した場合に他県の応急危険度判定士の皆様からの応援を受けるケースや、他県が被災し当町の応急危険度判定士の皆様に他県へ応援に赴いていただくケースもございますので、こちらも全国の応急危険度判定士の皆様に公平に補償を行う全国共通の制度として運用されています。

つきましては、当町の応急危険度判定士の皆様のみ補償制度を拡充するといったことは、県内他市町、あるいは県外の応急危険度判定士の皆様との公平性を保つといった観点から、現状では考えておりませんので何卒御理解くださるようお願いいたします。

9 ・東名川尻幹線の街路樹剪定について

質 問 昨年度東名川尻幹線の歩道上の街路樹剪定工事が施工されたが、吉田町川尻777-2地先から南側横断歩道間の街路樹について剪定は行われなかった。予算の関係で執行しなかったとのこと。幹線道路の上下線である一定の区間のみ、剪定しないことは、道路の見通しや景観上も好ましくないことと考えられます。税の公平性の観点からもこのような馬鹿げた行為は見過ごしてはならないことだと思います。住民からの苦情がない場合は対応しないのか？声の大きい住民のところへは手厚く対応しているのではないのか？一定のルールがあるのであれば、お示しください。

回 町の主な街路樹については、業務委託方式にて剪定を行っており、3年から4年の割合で全ての街路樹が剪定できるようローテーションを組み、作業を実施しております。

答 現地踏査を行い、交通事故が懸念される交差点部や道路標識の設置箇所につきましては、樹木の生育状況を確認しながら作業を実施するとともに、これとは別に、

	<p>地元の皆様から御要望のあった箇所につきましては現場確認を行い、通行の支障や見直しを確認し、至急の対応が必要だと判断した場合には、その都度、剪定を行っております。</p> <p>こうした状況から、予算の関係で執行しなかったということではございません。</p>
10	<p>・東名川尻幹線（R150以南）の片側2車線供用開始時期について</p> <p>①現状は片側1車線にて供用しています。未共用の車線には、交通安全施設：ガードレールが設置してあり、歩行者の安全を確保する趣旨で設けられていることも理解できますが、運転者の立場からすると『死角』を作ったり本線で事故になった場合には退避場所も無いように感じます。供用開始には一定のルールがあると思われませんが、多くの税金を投入して築造された都市計画道路です。費用対効果も考え早期の供用開始を希望します。現時点での供用開始に向けた取り組みやスケジュール管理の状況を教えてください。</p> <p>②横断歩道や路側帯のラインが消えかかっていることも住民要望がなければ対応しないのでしょうか？道路管理者としての考え方を教えてください。</p>
質問	
回答	<p>①平成28年3月26日に全線供用開始をしているなか、道路環境の状況により止む無く暫定的に片側1車線で供用している状況であり、牧之原警察署との協議などを経て、片側2車線で供用するためには、2つの課題の整理が必要と指導されております。1つ目は、主要地方道焼津榛原線以南の約240m区間における道路拡幅でございます。この区間では、現況幅員が16mでございますので、計画幅員の22mに拡幅する必要がございます。2つ目は、中央小学校西側の中瀬下片岡線の迂回路を確保することでございます。供用開始当時、高畑高島線との交差点に近接していることから、片側2車線供用とするためには、交通安全上、中央小学校方面から中瀬下片岡線を北上する車両の東名川尻幹線への直接進入を規制したいとの見解でございました。このため、この車両の迂回路としての役割を持たせるため、三ツ谷線の道路幅を拡げる工事を行う必要がございます。</p> <p>このような2つの課題の整理を行うとともに、通過車両の変化を注視し、道路環境の整備及び全線片側2車線の供用開始に向け、関係者と調整を行いながら取り組んでまいります。また、町のシーガーデンシティ構想への取組が今後ますます進展していくことによって、人や交通の流れも活発化していくことが予想されることから、早期の全線片側2車線の供用開始に向け、進めてまいります。</p> <p>②町が管理する道路の区画線など交通安全施設の復旧や設置につきましては、町民の皆様からいただいた御要望に加え、週1度実施しております道路パトロールなどによる職員からの報告により箇所を選定し、順次施工を実施している状況でございます。より安全な交通環境を目指し、職員による道路パトロールなどの強化に努めてまいります。日々、道路を利用されている地元の皆様の御要望は大変に重要なものがございますので、ご一報いただければ幸いです。なお、横断歩道など規制の表示につきましては、管理者が警察となります。</p>
質問	
回答	<p>11</p> <p>・町道西宮6号線のグリーンベルト未施工区間について</p> <p>中央小の通学路終端部のグリーンベルトは何故施工しないのか？どのような基準で施工の可否を判断しているのか？噛み砕いて説明してください。住宅が増えたことにより、歩行者と車両との輻輳が気になります。施工前の地元説明一切無し。</p> <p>グリーンベルトは、歩道と車道が区分されていない道路の路側帯（外側線によって区画された路端寄りの帯状部）を緑色に着色して、車の運転手に路側帯であることを視覚的に強調し、歩行者との接触事故を防ぐことを目的に設置するものでございます。</p>

当町におきましては、通学路における合同点検結果や土木事業要望箇所調書に基づき、平成22年度から交通の安全上必要とされる通学路に順次設置している状況でございます。

質問をいただきました中央小学校の通学路終端部とは、町道西の宮6号線のうち中央小学校のプールから南側の範囲と捉えて回答させていただきます。当該路線は道路幅員が狭いため、路側帯となる道路両脇に外側線（区画線）を設置しておりません。このような状況からグリーンベルトを設置しておりませんが、現場状況を確認しながら必要に応じて安全対策の検討を行ってまいります。また、グリーンベルトなど安全施設を設置する際には、事前に地元への周知を図るよう努めてまいります。

12

・静岡県中部5市2町広域連携PR事業について

質問

H29年度末に吉田町役場前（上下線）バス停留所にシェルター2基が新設された。当初の行政報告会の報告資料では吉田IC入口（下り線）も新設計画があるように伺っていたが、2箇所のための整備で完了している。今後、新設の予定はあるのか？
また、既存の吉田IC入口（上り線）バス停留所のシェルターは日除けにはなるが、雨除けにはならず、壁スクリーン等の追加設置や道路構造物である転落防護柵に雨除けを設置することはできないのか？

回答

当初、平成29年8月8日に議員を対象に開催した行政報告会で御説明しましたが、町からしずてつジャストライン株式会社に補助金を交付し、役場前の上下、東名吉田IC入口下りの3か所のバス停留所に上屋を設置していただく予定でしたが、自転車歩行者道路に上屋を設置することとなるため、道路管理者の静岡県と協議しましたところ、「上屋設置後に3mの有効幅員を確保」するよう指導があり、現況3.5mの自転車歩行者道路内に設置することが困難であることが判明しました。

そこで、事業主体であるしずてつジャストライン株式会社と協議したところ、最も利用者が多い役場前上りは、自転車歩行者道路の幅員を拡げることにより、設置後の3mの有効幅員を確保することとし、それに伴い工事費が増額することから、東名吉田IC入口下りへの上屋設置は断念し、代わりに役場前上りにバスロケーションシステムの表示器を設置しております。

この計画の変更につきましては、平成30年1月23日の行政報告会で議員各位に御報告しております。

答

さらに、今年度は、平成29年度と同様に、しずてつジャストライン株式会社に補助金を交付し、役場前下りと東名吉田IC入口上りにバスロケーションシステム表示器を設置していただくこととなっております。

今後における東名吉田IC入口下りへの上屋の設置についてですが、現在、このバス停留所を含む東名吉田IC周辺一帯が、当地域における交通結節点となりうるような基盤整備に向けた調査業務の準備をしているところでございまして、その中で一体的に整備をする計画であり、近い将来に皆様に整備イメージをお示しできることと考えております。

また、既存の東名吉田ICの上屋に壁スクリーン等の追加設置や道路構造物である転落防護柵に雨除けを設置する御提案ですが、現状の上屋に手を加えることとなりますと、道路管理者である県との調整が必要である上、自転車歩行者道の有効幅員の確保も必要となり実現は難しいと考えられます。

こうした御提案につきましても、交通結節点として一体的に東名吉田IC周辺を整備する際に、参考とさせていただきたいと考えております。

13 質 問	<p>・吉田町役場前（下り線）バス停について</p> <p>① 吉田町役場前（下り線）バス停で降車した場合、舗装面は砂利敷であるため、適切に雨水排水処理がされていない。瞬間的には、プールになってしまっている。透水性舗装や排水溝を設置する等の再整備の予定はありますか？</p> <p>② 夜間に吉田町役場前（下り線）バス停で降車した場合、バス停留所から庁舎前道路までの間にトラロープで仕切っている場所があります。付近の照明灯も不点であるため、ロープの存在に気づきにくい。暫定的なことなのかもしれませんが危険だと思います。柵で仕切るなら仕切り、エリア分け（管理区分）をした方がいいのではないのでしょうか？</p>
回 答	<p>① ご意見をいただいた場所については、現在、役場庁舎西側の駐車場が満車となった場合に、来庁した方が駐車していただくための臨時的な駐車場として使用しております。また、バス停までの通路として、バスを利用する方々も駐車場内を通行されておりますので、できる限り通行に支障が無いように対応してまいります。</p> <p>今回の箇所については、暫定的ではありますが、碎石を入れ、水溜まりができないように措置いたしました。</p> <p>今後、臨時駐車場につきましては、雨水排水や、バス及び庁舎を利用する方々の利便性を考慮しながら、全体の利活用方法を検討してまいります。</p> <p>② ①のとおり、現在、役場庁舎の臨時的な駐車場として使用しておりますが、過去、放置車両等により、来庁した方が駐車できなかった事案があったことから、以降対策として平時はロープ及びバリケードにより入口を締め切りしております。この締め切り箇所については、赤色点滅灯等を設置し、夜間でもロープが識別できるようにいたしました。</p>
14 質 問	<p>・開発行為等によらない道路内埋設給水本管の管理について</p> <p>開発行為等によらないで築造された道路（私道）埋設給水本管の末端において洗管作業（年1～2回）実施のお知らせ：2008年12月8日付け水道課工務部門担当発達文書を受領していましたが、本年6月11日まで約10年間放置されていたことを双方で確認しました。本来定期に実施することを約束している事柄が履行できていなかったことに関し、担当課としてどの様に対策を考えていますか？町内に同一の事案が●●件、維持管理の体制の現状把握と見直し、失念に対する再発防止策を説明してください。</p>
回 答	<p>末端管路の維持管理体制につきましては、濁り等でご連絡をいただいた時に随時洗管作業をさせていただいておりますが、洗管作業をしても再び濁り等が発生するような箇所につきましては、定期的に洗管作業を行いたいと考えております。</p> <p>このため、今回のように定期的に実施して欲しいとの要望があった箇所につきましては、担当者だけでなく部門内の共有事案として確実に事務引継ぎを行い実施してまいります。なお、当該箇所と同口径（本管）の末端管路箇所についてですが133箇所ございます。</p>
15 質 問	<p>・開発行為等によらないミニ分譲について</p> <p>3000㎡以上の土地を1000㎡以内毎に事業主を変更してミニ分譲地を築造している事案が町内のいたるところで散見される。最初の1000㎡以内の開発は問題なくスルー、その後2回目、3回目と開発を連続すると周辺地域の排水処理能力は飽和状態となり、昨今の降雨に対しては対抗できない。実際、隣接地から溢れた排水により、自宅倉庫が床上浸水の被害を被っている。当局としてのチェック機能強化の方向性はどの様になっていますか？</p>

回答	<p>町では、開発地及びその周辺の地域の災害を防止するとともに良好な自然及び生活環境を確保するため、宅地分譲や工場、店舗の建設など、「同一事業者が施工する区域が1,000平方メートル以上の開発事業」に対し、「吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、調整池の設置等の一定の基準へ適合したものとすよう、事業者の御協力を得ながら適正な施行を誘導（行政指導）しております。</p> <p>当町では、このうち「同一事業者」の定義を他市町の基準よりも厳しい「社会通念上同一の起業者と認められるものを含む。」とし、別事業者であっても、代表者や役員が同一であるものについては、一体での利用として取り扱うことで、いわゆる「土地利用のがれ」について厳しく取り扱っているところです。</p> <p>今後とも、相手方の御協力を得ながら指導してまいります。</p>
16 質問	木造住宅耐震補強費補助について、実績はどのくらいありますか。
回答	平成29年1月から補助額を30万円上乘せしています。平成29年度は19件の実績がありました。
17 質問	小学校のトイレの清掃は、子どもたちがやっているのでしょうか。長期休業の際、業者に依頼して清掃を行うことも踏まえているのでしょうか。どんなにいい環境を整えても維持管理をしっかりとやらないと宝の持ち腐れになると思います。維持管理費用は税金の無駄遣いにはならないと個人的には思っているのですが、そういった視点も踏まえて進めていただければと思います。
回答	<p>トイレの清掃は、「自分たちが使ったものは自分たちで綺麗にしよう」という考えから授業が終わった後などに児童がトイレ清掃を行っており、業者には依頼していません。</p> <p>こうした考えは、トイレの洋式化後も変わるものではないため、今後も児童が清掃を行うことを想定しております。なお、長期休業中は、教員が見回りをし、気が付いたところは教員が清掃を行っております。</p>
18 質問	ふるさと納税などの減収分（吉田町民が他市町に納税する分）はどのくらいありますか。
回答	平成28年度は600万円ほどありました。
19 質問	町債について、新聞発表で吉田町の実質公債費比率が10%を超えていて、県内で3番目でした。18%以下だから大丈夫だと説明でありましたが、なぜ他の市町は10%を超えることを拒否しているのですか。吉田町は今後も独自の路線を歩んでいくのでしょうか。
回答	夕張市や泉佐野市のように財政的に破綻やその兆しがある自治体が出たことで、国はその防止のための客観的な指標となる「実質公債費比率」や「将来負担比率」を設けました。実質公債費比率は、25%を超えると改善が必要とされ、35%を超えると破綻とみなされます。自治体には原則として国・県の許可を得なければ借金ができない仕組みが長年ありました。しかし、実質公債費比率が設けられてから

は、実質公債費比率が18%を超えない団体は届出により借入れを起こせるようになりました。このような意味で、18%を超えるか超えないかは、大きな健全性の判断の一つとされています。

さて、日本全体を見ると、歴史上初めて人口減少社会に突入し、新たな投資を控え、逆に過度な施設は壊して集約する経営状態の自治体が多くあります。投資をしなければ借金もしないので、実質公債費比率が下がります。また、人口が収束する前提なのか増やす前提での取組かによっても、実質公債費比率は大きく変わります。もし、人口も増えず税金も減るのであれば、それに合った運営をする必要があります。例えば、借金をせずに今納めていただいている方の税金だけを使って道路を作るとします。その場合、負担は今の納税者だけになります。しかし、道路はずっと使えるものです。当町では、将来、道路を使う人たちが何も負担せず、今の人たちだけが負担するような財政運営を想定していません。ある程度人口を維持し、さらに交流人口も見込むまちづくりをするために、投資は必要であろうという考えで運営しています。

当町では、地方創生の「人口ビジョン」において2060年に29,000人の人口を維持する目標をたてて、様々な取組を行っています。まず、基盤整備の面でまだまだ後発ですので、さらに進めていく必要があると考えます。さらに、生活が便利だけでなく交流人口も増やすようなまちになることはまだまだ程遠いと感じています。「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を第5次吉田町総合計画の将来都市像として掲げ、これまではなかった「魅力づくり」という観点を初めて盛り込みました。このように町の勢いを止めずにさらに加速させるようまちづくりを進めています。

ご質問のとおり、二桁の実質公債費比率は県内で3市町のみですが、どのようにまちづくりをし、財政運営をしていくかを考えた結果の比率であります。全く将来につながらないものに使い借金が增えるのであれば、皆さま方からお叱りをいただいて当然だと思いますが、そのような状況ではありませんので、当町の財政運営をご理解いただければと思います。

20

質問

先日の台風第24号で停電しましたが、停電時も同報無線は機能できるようになっているのでしょうか。

回答

既存の同報無線や新しく整備している同報無線は、非常用電源を配備しており、停電時も放送できるようになっています。現在整備している屋外拡張子局の機能は、停電しても72時間持続します。

21

質問

防潮堤は必要だと思います。しかし、東北の田老地区では万里の長城と言われるような防潮堤を整備していましたが、東日本大震災で防潮堤が突破されて多くの方が亡くなりました。防潮堤を信じるあまり結果的に逃げ遅れてしまった事例を防災士養成講座で教わりました。これを踏まえ、今後、津波防災まちづくりをどのように進めていくのでしょうか。

回答

岩手県田老地区は、防潮堤を越えた津波の引き波で被害を受けました。しかし、普代村は海岸線に15.5メートルの防潮堤を整備しており、そこに14メートルの津波が来ましたので、防潮堤がブロックして全くの無被災でした。当町では、1000年に1度の大津波を想定し、10メートル弱の津波が来た場合でも、津波が越えない高さの防潮堤を整備しています。この防潮堤は津波が越えない限り、壊れずに耐えうる強度であることが国の実験で証明されています。これらのことを踏ま

え、当町では被災しないまちづくりとして11.5メートルの防潮堤を整備していく計画です。東日本大震災で壊れた東北の防潮堤と当町の防潮堤は整備の状況が全く違うものであることをご理解いただければと思います。

22

質問

防潮堤は必要だと思っていますが、防災意識をどう向上させていくのでしょうか。

回答

有事の際の原則は「最善に期待し、最悪に備える」ことであり、絶対に安全ということはありません。11.5メートルの防潮堤で津波を食い止めることができればそれが最善であり、最悪突破された場合でも、町民の皆さまの命は日本で最も安全で強固と言われている津波避難タワーで守られます。この有事の際の原則にしたがって津波防災まちづくりを進めております。

23

質問

榛南幹線などは、2車線あるにもかかわらず左レーンにブロック等が置かれていて、右左折の際にとまどうことがあります。それはどのように解消されるのでしょうか。

回答

歩行者が広い道路を安全に横断するには信号機の設置が必要ですが、設置できないところについては、コンパクトな交差点形状とするように警察と協議した経過があります。また、現在、橋の造りが片側1車線になっていることから、暫定供用として外側の1車線を絞っている状況です。

24

質問

左レーンのブロックはなぜ取れないのでしょうか。県が管轄しているから取れないということなのでしょうか。

回答

道路を供用開始するに当たり県や警察と協議したなかで、歩行者と通過車両双方の安全を考え、そのような措置が交通安全上好ましいということで、ブロックを置いています。

25

質問

東名川尻幹線や榛南幹線を1車線にするためにガードレールの下に置いてあるブロックは地震によって動きますか。ポールのようなものに変えることはできないのでしょうか。

回答

車がぶつかった場合などを想定しており、地震によりブロックが動かないようにするための杭は打っておりません。地震により絶対に動かないとは言えない状況です。他の事例も含め、今後の対応を検討いたします。

26

質問

川尻会館近くの県道を東に向かうと小山方面へ向かう道路と交差しますが、そこで度々交通事故が起きています。優先道路であるにもかかわらず一旦停止をする人が見受けられ、それが追突の原因になるのではと考えます。信号機を設置することはできませんか。

回答

信号機は、公安委員会が毎年優先順位を付けて設置しています。地元要望として公安委員会に挙げてもなかなか設置までたどり着かず、ご要望をすぐに叶えることが難しい状況です。規制委員会で認められて、初めて信号機が設置されるという流れがございます。

住吉区

川尻区

片岡区

北区

共通事項

1 質問	<p>①町は自主防災会のあるべき姿をどのように描いているか？</p> <p>②片岡地区の自主防災会の現状をどのように評価しているか？</p> <p>③あるべき姿に対して現状が不足している所がある場合、町はどのような取り組みをしているか？</p>
回答	<p>① 自主防災会は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した場合には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。</p> <p>地域における防災対策は、自主防災会が町、消防団、県、その他防災関係機関などと連携して実施することが効果的であり、地域の防災は自らの手で担う意識をもって、平常時から必要な活動を行うことが求められます。</p> <p>② これまで、自主防災会として、地域に密着した多様な防災活動に積極的に取り組んでおられると認識しており、大変感謝しているところです。</p> <p>総合防災訓練でも積極的に新しい訓練を取り入れようとする姿や、片岡会館で行う「きらめき合宿」で避難所体験等を実施して下さっていること、また、避難所開設の際には、自主防災会の皆様が率先して対応の一翼を担って下さっていることなど、自主防災会の皆様の防災意識の高さを実感しております。</p> <p>③ 現在、当町では、町内全ての自主防災会がそれぞれの特性を生かしながら、防災活動に積極的に取り組んでおられます。</p> <p>町としましても、地域防災力の強化と底上げを図るため、地域防災リーダーの育成、定期的な研修会の開催、防災講演会の開催など、自主防災に関する意識の高揚に努めています。</p> <p>今後更に、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めてまいります。</p>
2 質問	<p>8月26日に実施された総合防災訓練の目的や重点項目に対して、町本部や各地区本部は達成できたのか、各地区の活動はどうであったか、それを踏まえて今後どう展開するかなど、今回の防災訓練の総括を町民に公表することにより、町民の防災意識向上の一助となると考えるが、町はどう考えているか？今秋の町政報告会で発表するのもよいと思う。</p>
回答	<p>町として、防災訓練を実施するだけでなく終わるのではなく、町も各地区においても訓練を振り返り、課題や問題点を整理することで、次の訓練に活かすとともに、こうした機会を捉え、更なる防災意識の向上に努めてまいります。</p> <p>今回の総合防災訓練につきましては、防災の特集として広報よしだ9月号に訓練内容を掲載し、防災意識の高揚を図ったところでありまして、その内容としては、見開き4ページにわたり、自主防災会の皆様が実施した訓練や自主防災に携わる方々の生の声をお伝えしながら、訓練がより身近なものとなるようご報告させていただきました。</p>
3 質問	<p>TCPトリビンスプラン車座対話は全部で13回開催されましたが、夏休み中の開催であるにも関わらず参加者が非常に少ないと思います。対象を希望者にしたのはなぜですか。</p>
回答	<p>車座対話は、全13回、延べ73名の先生方に御参加いただきました。その中で、第3回～第8回、第10回～第12回は、希望者を募って実施しました。希望者を募</p>

	<p>った回は、先生方が参加しやすいように夏休み期間で設定しましたが、御指摘のとおり、参加者が少ない回もございました。参加人数が少ない回があった理由は2つあると考えています。1つは、昨年度、全職員に対して各学校2回ずつプラン内容を説明し、質疑応答やご意見をいただく時間を設けました。そこでご理解くださった方やご意見、ご要望を言い尽くした方は、今回希望しなかったのではないかとということです。もう1つは、学校によっては、数名の先生が全先生を代表して出席していることです。8月7日の自彊小学校を例に申し上げますと、参加者の2名は車座対話に臨むに当たり先生方の意見を集約し、学校の代表として参加していました。これらのことから、参加者が少ない回もあったと考えています。</p>
4 質問	<p>ラッピングバスについてお伺いします。藤枝相良線は少ない本数ですが運行しているので、なぜ焼津線にバスを貸与しなかったのか少し残念に思います。焼津市立病院に行きたい方から「直通のバスがなくなってしまい非常に困っている」という話を聞きました。焼津線も検討していただきたいと思います。</p>
回答	<p>今回のバス車両の購入は、町の交通会議において認められ、県の許可を得て、国の事業認可を経て行うことができるものです。今回は、実際に運行している赤字路線の維持を目的とした事業であることから藤枝相良線に導入することといたしました。</p>
5 質問	<p>今年は特に風疹が流行しています。感染によって心臓や目や耳に障害が起きる可能性があるのですが、町で予算を投じて検査費用の助成をお願いしたいと思います。</p>
回答	<p>当町では既に、風疹の予防接種費用などの助成事業を実施しております。助成額は風疹ワクチン4,000円、麻疹・風疹混合ワクチンが5,000円です。対象者は、①妊娠を予定する女性又は希望している女性で、抗体検査の結果が低い抗体価の方、②風しん抗体価の低い妊婦の夫及び同居家族で低い抗体価の方、③妊娠を予定又は希望している女性の夫及び同居家族で低い抗体価の方です。 また、県では対象者の条件を定めて、無料で風疹抗体検査を行っています。 これらの助成制度を皆さんに知っていただけるよう、さらなる周知を図ってまいります。</p>
6 質問	<p>今年度予算のキーワードが「躍動」とあったので、片岡地区を躍動させる施策にはどのようなものがあるのかご紹介いただきたいと思います。</p>
回答	<p>一地区ということではなく、町全体を捉えた「躍動」を平成30年度予算のキーワードにしています。沿岸部の施策など限られた地区の事業もありますが、同報無線デジタル化整備など皆さんが生活する中で町全体に関係する施策が色々ございます。片岡地区に限った「躍動」ということではなく、片岡地区も含まれた町全体の「躍動」とご理解ください。</p>
7 質問	<p>今回、学校教育課と先生方の対話として車座対話が行われたが、保護者との対話についても検討をお願いします。</p>
回答	<p>ご要望として承ります。</p>

8 質問	<p>中央小学校が過去の事故を理由に伝統的にヘルメットを使用しているのならば、他の小学校に対しても普及させない理由はなぜですか。子どもの安全を考えたときに、町として各学校に指導が必要ではないでしょうか。子どもにとってヘルメットは暑いし重いので使わずに済めば良いですが、安全を考えたなら使用した方が良いことは分かります。それならば、ヘルメットの軽量化や通気性を良くして皆さんに被っていただくことが、安全性と子どもの熱中症対策を考えたときには良いのではないのでしょうか。</p>
回答	<p>子どもたちの安全・安心をどのように守っていくかは、常に考えていかなければならない課題だと思っています。</p> <p>現在、各学校においては、子どもの安全・安心を守るため、学区の通学路やこれまでの学校の交通安全指導の経緯などを踏まえて判断し、様々な取組を行っています。その中で、ヘルメットの使用についても、こうした取組の一つとして、子どもの安全上の配慮の中で各学校の状況に応じた各校長のマネジメントに任せています。</p>
9 質問	<p>下水道の耐用年数はどれくらいですか。また、下水道管は北区の方まで町内全域に配管を通すのですか。吉田町の人口は現在約29,000人ですが、将来人口推計では平成72年(2060年)に8,000人から9,000人が減少します。現役世代が高齢になり、少子化で納税者が少なくなり、空き家も増えていくと思います。町内全域に整備された下水道の維持管理を心配に思いますので、下水道がダメだと言っているのではなく、合併浄化槽などもうまく活用してもらいたいです。短期間で防潮堤や津波避難タワーなどのインフラを整備しているので、この先将来にわたって子どもたちに大きな負担が残ることのないようにうまくやってもらいたいです。</p>
回答	<p>下水道には、水処理などの本体部分と管渠部分があります。本体部分は、施設により異なりますが、管渠部分は耐用年数が50年とされており、当町の下水道整備計画はほぼ町内全域にわたりますので、北区まで下水道を布設するよう整備を進めています。現計画を見直すことがなければ、現状のままで事業を進めていきます。</p> <p>さて、日本全体が過去に経験したことがないような人口減少社会を迎える中では、色々な社会資本整備がこれまでの考え方ではまかり通らない現実があり、皆さんご心配されるところは共通していることと思います。そのような状況下ですので、ご自身の住む自治体がどうなのかをこれを機会に把握していただければと思います。県内において当町や長泉町などは人口減少が加速度的に進んでいくような見通しを立てておりません。当町では、2060年に現在の29,000人の人口を維持する人口ビジョンを立てており、ご質問のような状況を迎えないための取組を進め、必要な社会資本を整備していく計画を立てています。</p> <p>また、下水道事業の進め方として、下水道の効果のみを考えれば、一挙に予算を投じれば一気に効果が広がりますが、財政的には無理がかかります。下水道事業は、単独の特別会計で歳入と歳出を組んでおり、その規模は10億円を超えるくらいですが、今の世代だけではなく、将来にわたって下水道を利用する皆さまにもご負担いただくよう、多くを借金で賄っています。その中で返済を5億円程度に抑えながら下水道整備を進めており、一挙に予算を膨らめる考えはありません。また、国の補助がどう関わってくるかも影響します。汚水の浄化は地球規模で進めていくべきことですので、使命感を持って、これらを総合的に判断し、ご提案いただいた合併浄化槽の活用も織り交ぜながら、皆さんが困らないような状態で事業を達成できる進め方をしてまいりたいと考えております。</p>

1 質問	吉田町議会議事録が2017年度までで止まっていて、3月議会の議事録が9月27日まで更新されませんでした。なぜそんなに時間がかかったのですか。普通は絶対ないことだと思います。
回答	役場庁舎の中に議会事務局もありますが、議会は独立して事務を行っています。聞いているところでは、議事録のまとめが遅れている中で、全て取りまとめり次第掲載するように事務を進めており、事務的に怠っていたり、故意に遅らせていたのではないということですのでご理解ください。このようなご指摘があったことは、議会又は議会事務局の方にもお伝えしたいと思います。
2 質問	役場職員による97万円の横領未遂事件や先日報道された吉田町を含む県内でのふるさと納税返礼品が地産のものではない問題がありました。最近、様々な問題が取りざたされていて、町民の皆さんも行政サービスの著しい低下を感じていると思います。
回答	昨年度発生した不祥事については、いまだもって、いくら反省しても反省しきれないと思います。再発防止に努め、引き続き、役場の執務とサービスの在り方について町民の皆さまにご納得いただけるよう改めてまいります。 ふるさと納税は、友好事業を進める八女市と「特産品の連携事業に係る協定」において互いの特産品を返礼品として取り扱ってきました。返礼品の在り方については、総務省の見解が変化しているため、当町は総務省の見解待ちの状態のままにしておりました。この度、事前通知もなく、地場産品以外は一律に不適切だと通知が出たことから、問題があるように報じられましたが、実態として問題があったわけではなく、国の情報の出し方で問題と捉えられるようになったものです。その後、総務省の方針に沿うように、9月21日をもって取扱いを終了しました。
3 質問	防災課に地域安全部門があると聞いています。これは地震や津波、集中豪雨などに特化した業務の部門でしょうか。また、吉田インター周辺において、不審者が出るなどの事例も発生しています。地域の防犯を含めた地域安全部門はあるのでしょうか。
回答	防災課には防災部門と地域安全部門の2部門があります。防災部門では、風水害・地震等の災害の防災対策全般、原子力災害対策、同報・行政無線、津波避難施設の管理などの業務を行っています。地域安全部門では、消防・救急、交通安全対策、消防団、防犯対策などの業務を行っています。
4 質問	今回の台風第24号で高島グラウンドのサッカーゴールが流されたと報告を受け、現場を確認してきました。グラウンドはヘドロのような状態になっていました。何年前にも同様のことがあり、同じことの繰り返しになりました。国土交通省の護岸堤を活用した運動公園だったと思いますので、河川法もあり護岸堤を上げることは難しいと思いますが、ヘドロ状になったグラウンドを修復する予算はあるのでしょうか。
回答	高島グラウンドは、ご質問のとおり河川敷の中を活用したグラウンドです。大井川の河川敷を国からお借りするに当たっては制約があり、堤防を築いたり、川の流れを遮るものは原則作れません。 町民の皆さまに利用していただくための施設ですので、復旧に向けての費用を見

	積もりながら、できる限り早く復旧できるように検討してまいりたいと思います。
5	
質問	吉田インター周辺の活性化の調査は具体的にどのような調査をするのでしょうか。土地売買や交通規制の問題など色々あると思いますが、どのような調査項目になって、具体的にどのように進めていくかを今後提示していただきたいと思います。
回答	<p>まず、本年度に静岡市を中心とした連携中枢都市圏事業において、吉田インターを交通の結節点としてバス停がどうあるべきかを調査します。バス停付近の横断歩道の危険性や上屋のない下り線の利便性の向上、自転車置き場や駐車場の設置など、今ある課題に対し町の玄関口としてどうあるべきか、どのような機能を持つべきかを観点にしています。</p> <p>今回は基礎調査ですが、今後に向けては地元の皆さまにも色々とお話をさせていただきたいと思いますので、その節はよろしくお願いたします。</p>
6	
質問	シーガーデンシティ構想で津波等に対する対策が非常に強化されていることが分かりました。しかしながら、河川敷の氾濫や土砂災害について、具体的な予算化や吉田町の中の危険水域がどの程度あるのかははっきりしたものを見ることがありません。他県では土地から水が溢れてくるような事象が起こり、本当に住宅地として適切だったのかと今になって問題が動き出したところもあります。後追いにならないように、例えば河川の氾濫について、雨量が何ミリで危険水域はどの地域になり、そのための具体的な施策は何かをこれから提示していただければと思います。これは、今日明日にというわけではなく、もしなければ今後の課題としてやっていただきたいです。
回答	<p>水害については、平成23年度に大井川と湯日川と坂口谷川の氾濫を想定したハザードマップを浸水区域も含めて全戸に配布しました。しかしながら、皆さんも御存じのとおり、鬼怒川の洪水など計画規模を超える災害も発生しています。国は、大井川の最大の水害を想定した浸水想定区域をホームページ上に公表しています。今後、県が管理する湯日川と坂口谷川についても想定最大規模の浸水想定区域が出てくると思います。それらが出たら、改めてハザードマップを作っていかなければならないと考えております。</p> <p>また、避難が必要な場面や避難しなければならない場所など、土砂災害も含めて、防災課職員が自主防災会や地域に出向いて説明をさせていただきますので、是非お申し出いただければと思います。</p>

住吉区

川尻区

片岡区

北区

共通事項

(町政報告会の運営について)

1 質 問	事前質問の募集に対して町政報告会で回答をくださいとメールしましたが、質問した人たちへの回答が出そろっていません。4地区全てに配布してもらわないと、他の地区から出された質問や回答を知らないことは公平性を欠くことになると思います。各地区の事前質問と回答は、どの会場に行っても見ることができる方が平等だと思います。そうすれば、地区だけでなく町全体で考えられると思います。
回 答	<p>これまで、町では、町政報告会を自治会単位で開催し、皆さまに対して町政を説明させていただき、その地区に、より身近なご意見やご質問をいただいて回答する方法で実施してまいりました。これは、より地域に密接な内容を、より具体的に説明できるように設定するのが望ましい形ではないかとの考えに基づいたものです。</p> <p>事前質問の提出がなかった地区については、できれば当日参加された地区の皆さまから具体的な地域に密接した質問に対して直接お答えさせていただく機会にしていきたいと考えて開催してまいりました。</p> <p>また、事前質問については、各地区で取りまとめがされ、それぞれの地区から提出されたものであると理解しておりましたので、他地区からのご質問と回答を配布することは行っておりませんでした。</p> <p>しかし、「それでは他地区の意見や質問がわからない」とのご意見をいただきましたので、事前質問とその回答だけではなく、当日出されたご質問と回答についても取りまとめ、全ての地区で町政報告会が終了した後、回覧やホームページで公開し、町民の皆さまに漏れなくご確認いただけるようにしていきたいと思います。</p>
2 質 問	私は町政報告会に対して、地区ごとの意見や回答を期待する感覚はなく、吉田町全体を見て、住みやすく、使いやすく、町をより良くしたいという意見が地域にある中で、全体を集めるのは大変なので地区ごとに開催されている認識でございました。後でよいので、地区ごとの意見や回答をネットだけではなく、年配の方に向けてペーパーでも出していただき、町内全体の方に見ていただければと思います。そうすることで、次の町政報告会では、これまでの質問を踏まえながらどのような提案をしたら良いかにもつながっていくのではないかと思いますので、次回開催に当たり検討していただければと思います。
回 答	<p>事前質問は、全般的に関わるご質問から非常に個人的なものまでございまして、ご質問いただいた方には町全体に対して提供してもよいか確認をしております。</p> <p>そうしたところを確認し、ご了承をいただいた上で、全ての地区で町政報告会が終了した後、回覧やホームページで公開し、町民の皆さまに漏れなくご確認いただけるようにしていきたいと思います。</p> <p>この質問が出された後、各会場において事前質問とその場で出された質問を公表することについて同意を得たので、今回、公表することといたしました。</p>

住
吉
区

川
尻
区

片
岡
区

北
区

共
通
事
項